

始良市農業委員会総会議事録（6月）

1. 開催日時 平成29年6月30日（金） 午後1時30分～4時23分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）について
9. 議案第 7 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の

- 意見決定について
10. 議案第 8 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
~~加治本農林水産係長~~
~~始良農林水産係長~~

	始良市農業委員会総会議事録（平成２９年６月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成２９年度第３回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は１９名中、１９名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議 長	_____ 会務報告 _____ それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明 _____ 議事録署名委員の指名 _____
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、７番委員、８番委員にお願いいたします。 _____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 _____ 議案第 1 号 _____ それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 1 2 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 6 月 3 0 日、契約の始期は 7 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 契約年数につきましては、2 年間で 1 件、3 年間で 3 件、5 年間で 6 件、6 年間で 1 件、1 0 年間で 1 件で、合計 1 2 件となっております。面積につきましては、合計 2 1, 2 9 9 m² となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 4 ページまでございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 3 ページ 1 1 番が 5 番委員、1 2 番が 1 9 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 1 0 番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 0 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 1 0 番までについては原案のとおり決定いたしました。
--	--

	なお、議案第１号１１番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 １１番の関係者、５番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員 （５番委員退席） それでは、１１番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします
議 長	委 員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第１号１１番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第１号１１番については原案のとおり決定いたしました。 ５番委員は着席してください。
議 長	委 員 （５番委員着席） 次に、１２番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の５番委員に議長を交代いたします。 （議長退席）
議 長（代理）	それでは、１２番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長（代理）	委 員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第１号１２番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長（代理）	委 員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第１号１２番については原案のとおり決定いたしました。議長と交代します。
議長	（議長着席）

		議案第 2 号 議 長 次に、日程第 4、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1 番から 7 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5 ページでございます。今月の申請件数につきましては、7 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページから 7 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 なお、総会資料の 7 番が 1 9 番委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田、〇〇番〇 田 の計 2 筆、合計面積 8 3 1 m²です。以上で 1 番の説明を終わります。 議 長 ただいまの説明の 1 番に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 6 番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 6 月 1 6 日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人〇〇さんは、耕耘機、田植機、刈払機、運搬車、草払機、噴霧器、脱穀機の機械を持っており、なんの問題ありません。また、息子さんが近くにいらしゃいまして、息子さんと嫁さんと 3 人でする予定です。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上、報告を終わります。 議 長 次の 2 番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、2 番につきましてご説明いたします。 譲受人、脇元在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字東原田〇〇番〇 田 1, 0 7 3 m²です。以上で 2 番の説明を終わります。 議 長 ただいまの説明の 2 番に関連して、1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
--	--	--

委員	1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 6 月 1 9 日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業機械類は、申請の分は揃っていました。不足している機械は共同作業を行う友人が所有しているため、共同で確保できるとのこと。また、申請地は耕耘されていて、稲を植えられる状態でした。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次の 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3 番につきましてご説明いたします。 譲受人、下名在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大山〇〇番 田 2, 2 2 6 m²です。以上で 3 番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の 3 番に関連して、1 3 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	1 3 番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 6 月 1 6 日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 中川原自治会〇〇さんの孫で、若い認定農家です。農機具も揃っています。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次の 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4 番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇、蒲生町久末在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 畑、蒲生町白男字谷川水流田〇〇番 田 の計 2 筆、合計面積 1, 8 7 1 m²です。以上で 4 番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の 4 番に関連して、4 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	4 番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成 2 9 年 6 月 1 8 日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 農業機械類は、耕耘機、軽トラ、草払機等です。農薬散布、収穫については委託ということでした。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長		次の5番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人、肝付町在住の〇〇、名古屋市在住の〇〇、加治木町反土在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字上学力〇〇番〇 田、〇〇番〇田、〇〇番〇 田、〇〇番 田、〇〇番〇 田 の計5筆、合計面積 5, 1 3 5 m²です。以上で5番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の5番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	8番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年6月18日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さん本人は、兼業であります。祖父の〇〇さんと3人で調査しました。祖父の〇〇さんは、トラクター、田植機等揃っており、借用します。 また、申請地は自宅から30センチの水路をまたいで、すぐ隣です。祖父の〇〇さんがトラクターで田植えの準備をされておりました。将来的に機械を全て譲り渡すということです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		次の6番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、北海道恵庭市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇 田 2 0 2 m²です。以上で6番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の6番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	6番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年6月16日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請地は、譲受人の田の隣です。農業機械類は、大型トラクター等所有。従業員を雇って、年間作業をしています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から6番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から6番について原案のとおり決定いたしました。 次に、7番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。 (議長退席)
議 長 (代理)		次の7番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、7番につきましてご説明いたします。 譲受人、下名在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は下名字園田〇〇番〇 田、〇〇番 田 の計2筆、合計面積984㎡です。以上で7番の説明を終わります。
議 長 (代理)		ただいまの説明の7番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	13番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年6月16日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 会長が以前から耕作されており、農機具は揃っております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 (代理)		それでは、7番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長 (代理)		それではお諮りいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]

議 長 (代理)	賛成多数により、議案第2号7番については原案のとおり決定いたしました。議長と交代します。
議 長	(議長着席)
議 長	_____ 議案第3号 _____ 次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は4件でございました。 1番からご説明申し上げます。 申請人は 都城市在住の〇〇。土地の所在は、平松字諏訪原〇〇番〇地目 畑 面積 324㎡、同じく諏訪原〇〇番〇 畑 351㎡ 合計2筆の675㎡です。農地区分は、都市計画区域内で用途が第一種住居地域の区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、住居が始良ではなく土地管理が難しいため、貸駐車場として利用したい（普通車12台分）ためです。自己資金で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書も添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1番委員です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス重富店から北に約150mの位置です。コスモス重富店の従業員のための駐車場と聞きました。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明申し上げます。 申請人は、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字東川内〇〇番〇 畑 290㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、実家の駐車場が狭く息子の車(3台)が置けないため、駐車場を作り息子に貸すためです。資金は自

議 長	己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書も添付されております。以上です。 ただいまの説明の2番に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、永原小学校から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が里道、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の3番について、事務局の説明を求めます。 事務局 3番についてご説明申し上げます。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字原ノ門〇〇番〇 田 9㎡です。農地区分は、都市計画区域内で用途が第一種住居地域の区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接の駐車場、木田字原ノ門〇〇番〇（雑種地）と一体利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書も添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、錦江駅から西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、現状も駐車場であり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の4番について、事務局の説明を求めます。 事務局 4番についてご説明申し上げます。 申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字大橋〇〇番〇畑 166㎡、同じく月形〇〇番〇 田 46の内4.69㎡、大橋〇〇番〇 田 228の内180㎡、大橋〇〇番〇 畑 232の内86

議 長	m² 合計4筆の436.69m²です。農地区分は、都市計画区域内で用途が第一種住居地域の区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、資材置場・事務所・倉庫2棟の建築面積65.36m²です。申請理由は、新設される都市計画道路の施工に伴い、事務所及び資材置場を移転する必要があるためです。資金は補償費で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書も添付されております。接地〇〇番〇（雑種地）313m²、〇〇番〇（雑種地）234m²と一体利用し、全事業面積が983.69m²となります。以上です。 ただいまの説明の4番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が里道と宅地、南が畑と雑種地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、補償金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長	つぎに、日程第6、議案第4号農業振興地域整備計画の変更(除外)について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第4号農業振興地域整備計画の変更（除外）について説明します、今日は1件でした。 1番について説明します。 申請人は始良市内の〇〇公社理事長〇〇で、変更区分は農用地区域からの除外です。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 地目 畑 949㎡、同じく白木山〇〇番〇 畑 539㎡、同じく白木山〇〇番〇 畑 989㎡ 合計3筆の2,477㎡。変更前の用途区分は農地で、除外後の計画は宅地となります。補助事業との関連はありません。市営住宅建設のための宅地造成を行うものです。議案第5号の8番と関連があります。除外手続き終了後は、農地区分は第1種農地となります。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、16番委員に議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての8番とも関連がありますので一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である農振除外後は集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木産業から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と畑、西が道路、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第4号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 農業振興地域整備計画の変更(除外)については、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、農業振興地域整備計画の変更(除外)については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
_____ 議案第5号 _____	

議 長	次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 なお、5番については取り下げとなりましたので、1番から4番及び6番から21番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について説明します。今月は当初21件でしたが、5番議案が取り下げの申請がありましたので20件となります。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、豊留在住の〇〇。譲渡人、豊留在住の〇〇。土地の所在は、留字宮ノ前〇〇番〇 地目 田 面積 174㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は、農業用倉庫1棟の建築面積44㎡です。申請理由は、申請地は譲受人の自宅に隣接しており、農業用倉庫を設け利用するにあたって便利であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書及び被害防除計画書の添付があります。第1種農地のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である農業用施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、豊留橋から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が水路、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人3名で、松原一丁目在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 畑 436㎡、同じく堀込〇〇番〇 田 353㎡。兵庫県神戸市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番〇 田 1,183㎡。兵庫県尼崎市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字堀込〇〇番 田 591㎡、合計4筆の2,563㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

議 長	転用目的は、宅地造成で8区画の計画です。申請理由は、申請地は住宅地域内に位置し、宅地として好条件であるので事業継続のため、宅地分譲（8区画）する計画であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から北に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が水路、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑 226㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積108.88㎡です。申請理由は、現在、借家住まいであり、自己の住宅を建築するためです。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資と自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在

議 長 委 員	は、加治木町反土字川原〇〇番〇 田 289㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が110.55㎡です。申請理由は、現在借家住まいで、子供も成長し手狭になったため、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、水利組合意見書、被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木中学校から北東に隣の位置です。被害防除の現況は、東が田、西が中学校、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇、他1名。譲渡人、福岡市在住の〇〇。土地の所在は、平松字京田原〇〇番〇 畑 485㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が101.23㎡です。申請理由は、借家住まいで手狭であり、地理的利便性のよい申請地に自己の住宅を建設するためです。資金は融資で対応し、地改良区等は区域外です。被害防除計画書は添付があります。以上です。
議 長 委 員 議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県防災研修センターから西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の7番について事務局の説明を求めます。

事務局	7番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇公社理事長〇〇。譲渡人は32名で、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 519㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 502㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 501㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 502㎡。東餅田在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 507㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 487㎡、合計2筆の994㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 496㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 521㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 516㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 496㎡、合計3筆の1,533㎡。横浜市在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 538㎡。脇元在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 478㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 504㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 491㎡、合計3筆の1,473㎡。加治木町諏訪町在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 500㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 496㎡。鹿児島市吉野町在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 490㎡。西餅田在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 529㎡。西餅田在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 483㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 232㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 551㎡、同じく城瀬山下〇〇番 田 6,79㎡、合計3筆の789,79㎡。鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 568㎡。鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 949㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 231㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 549㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 582㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 465㎡。宮崎県小林市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 411㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 542㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字城瀬山下〇〇番 田 367㎡。鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字湯尻〇〇番 田 510㎡、同じく池田古河〇〇番 田 504㎡、合計2筆の1,014㎡。鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 476㎡。平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田古河〇〇番 田 497㎡。合計35筆の 面積が16,996,79㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成（物流用地分譲6区画）です。申請理由は、始良市の準工業地帯に位置するこの土地に事務所・店舗用地として6区画
-----	--

議 長	の宅地分譲にするためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書の添付があります。30a越転用のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 また、都市計画区域内で3,000㎡を超える開発案件のため、農業委員会総会及びネットワーク機構への意見聴取を経た後、県開発行為の許可日まで農地転用の許可は保留となります。補足ですが、今回は第2物流用地造成ということで 申請地北側の第1物流用地の方は今年夏で完売の見込みとのことです。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県警察学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と農道と田、西が田と宅地、南が宅地と農道、北が農道と宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇公社理事長〇〇。譲渡人は3名で、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑 949㎡。加治木町朝日町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑 539㎡。加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑 989㎡。合計3筆の2,477㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、現在農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、今月の議案第4号1番の除外手続きが終了し市の方で除外の公告がされますと、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成（市営住宅用地）です。申請理由は、小学校の維持、存続と地域活性化につながる施策として、市営住宅の建設を始良市で計画しているためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はない。被害防除計画書の添付があります。第1種農地のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。農振農用地区域除外のため、農業委員会総会及びネットワーク機構への意見聴取を経た後、農振除外の公告日まで農地転用の許可は保留となります。以上です。
議 長	本案件については、議案第4号1番で、16番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。

事務局長	次の9番について事務局の説明を求めます。 9番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番 田 938㎡。和歌山県紀の川市在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番 田 921㎡。合計2筆の1,859㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は斎場1棟398.7㎡です。申請理由は、周囲の環境等を考慮すると、斎場に適所と判断したためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇(宅地)197.28㎡と一体利用し、全事業面積は2,056.28㎡です。以上です。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良消防分遣所から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が水路、南が里道、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長 事務局	次の10番について事務局の説明を求めます。 10番についてご説明申し上げます。 譲受人、北山在住の〇〇。譲渡人、横浜市在住の〇〇。土地の所在は、増田字露越〇〇番 田 539㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は農家住宅2棟155.09㎡です。申請理由は、現在の自宅が老朽化したので、便利のよい申請地に新築移転するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件となります。以上です。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第

	1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、三船郵便局から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が県道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の11番に入る前に休憩いたします。 (休憩)
議 長	それでは、休憩を解いて議事に入りたいと思います。 次の11番について事務局の説明を求めます。
事務局	11番についてご説明申し上げます。 借人、蒲生町上久徳在住の〇〇。貸人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字北村園〇〇番〇 畑 207㎡です。権利内容は、使用貸借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます、 転用目的は、一般住宅1棟113㎡です。申請理由は、現在、借家住まいであり自宅を建築する計画であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は、区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富満徳寺から北東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東は県道、西は田と畑、南は雑種地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の12番について事務局の説明を求めます。
事務局	12番についてご説明申し上げます。 借人、加治木町小山田在住の〇〇。貸人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番〇 田 1,010㎡の内450㎡。同じく、東塩入〇〇番〇 田 1,010㎡の内112㎡。合計2筆の562㎡です。現在は同じ地番ですが、分筆が予定されてお

議 長	り、別な地番になるということです。合計2筆の562㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅、通路で、1棟137.5㎡です。申請理由は、現在、借家住まいのため父より土地を借りて、申請地に一般住宅を建築するためです。融資で対応し、水利組合の意見書は添付があります。被害防除計画書の添付があります。補足して申し上げますと、通路は宅地に含まれませんので、500㎡未満の一般住宅で規定面積内となります。以上です。 ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、国道加治木出張所から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が川と河川、西が雑種地、南が宅地と里道、北が雑種地です。面積は562㎡ですが、通路を除くと450㎡ですので、適当と思われます。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の13番について事務局の説明を求めます。 事務局 13番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町北字寺倉〇〇番 畑 298㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟44.25㎡です。申請理由は、現在、借家住まいのため申請地を取得して一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。第1種農地ですので県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、蒲生分遣所から南東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件

議長	及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次の１４番について事務局の説明を求めます。 １４番についてご説明申し上げます。 譲受人、住吉在住の〇〇。譲渡人、松原２丁目在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番 田 ９３８㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、貸家３棟７６８㎡です。申請理由は、申請地を取得して貸家（３棟）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、１５番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	１５番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から東に約２００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の１５番について事務局の説明を求めます。 １５番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字向江原〇〇番 畑 ８６５㎡。同じく、向江原〇〇番 畑 １，０８４㎡。合計２筆１，９４９㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり１０ha未満ですので、第２種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、耕作放棄地にならないために再生可能エネルギーを生産する基地として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、１７番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、坂上文旦堂から南東に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が里道、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員といたしましては許可意見であります。以上です。
議長	次の16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、脇元在住の〇〇。土地の所在は、平松字平田〇〇番 田 443㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟62.93㎡です。申請理由は、現在の借家住まいを引き払い、当地に自己の永住用家屋を建築し、移転する計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が河川、南が水路、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員といたしましては許可意見であります。以上です。
議長	次の17番について事務局の説明を求めます。
事務局	17番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字水流〇〇番〇 田 267㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、職員用の駐車場建設計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明を

議 長 委 員 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	お願いします。 1 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、クロネコヤマトから西に約 1 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が里道、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。 次の 1 8 番について事務局の説明を求めます。 1 8 番についてご説明申し上げます。 譲受人、東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、兵庫県伊丹市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字石峯〇〇番〇 畑 2 2 8 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり 1 0 ha 未満ですので、第 2 種農地と判断されます。 転用目的は、資材置場です。申請理由は、資材置場として運用するためです。資金は自己資金で対応し、改良区等はなし。以上です。 ただいまの説明に関連して、1 1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 1 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、久末公民館から南西に約 1 5 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林、南が山林と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。 次の 1 9 番について事務局の説明を求めます。 1 9 番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は 2 人で、大阪府池田市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字石塚〇〇番〇 田 4 9 7 m²。大阪府高槻市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字石塚〇〇番〇 田 4 9 7 m²。合計 2 筆の 9 9 4 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。 転用目的は、共同住宅です。申請理由は、申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があり
--	---

議 長	ます。以上です。 ただいまの説明に関連して、１５番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１５番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、始良警察署から北に約１５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の２０番について事務局の説明を求めます。 ２０番についてご説明申し上げます。 譲受人、日置市伊集院町在住の〇〇。譲渡人、横浜市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字上古川〇〇番〇 田 ２０２㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、月極駐車場です。申請理由は、月極駐車場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１４番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １４番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、東公民館から西に約１００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の２１番について事務局の説明を求めます。 ２１番についてご説明申し上げます。 譲受人、都城市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は３人で、徳島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 ３８９㎡。西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 ３８９㎡。西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 ５５３㎡の内２２７㎡。合計３筆の１，００５㎡です。権利内容は所有

議 長 委 員	権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成す。申請理由は、宅地分譲7区画を計画するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇（宅地）841.85㎡と一体利用し、全事業面積が1,846.85㎡です。以上です。 ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、青雲会病院から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が墓地、南が宅地と市道、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について1番から4番及び6番から21番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長 委 員	1番推進委員。 1番推進委員です。17番についてです。下の方に私も田を作っています。雨水が自然流下になっていますが、垂れ流しになるということですか。そうすると下の田んぼに排水の影響がでてくると思うのですが。そのあたりを教えてください。
議 長 事務局	事務局。 造成を20cmほど高くするということです。排水は、下の農道側にしか流せないということになりますと思います。隣地との境界にはブロックを3段ほど積んで、隣地には影響がでないようにするということです。申請地の方が高くなっているとして、反対側の工場の方が低くなっているの、水はそちらのほうに流れていくのではないかと考えています。
議 長 委 員	1番推進委員。 現状でも田に流れてきています。梅雨時期になると排水がたまる。今でも下の田んぼは、冠水している状態。排水がないと駐車場の水も田に

議 長	流れてくる可能性があると思います。
委 員	1 番委員。 現地調査で立ち会いをしました。確かに関係者で協議して、昨日みたいな雨が降れば、雨が流れてくるような状態にありました。自然流下としてありますが、いい対策があれば関係者に助言してもらえればいいのではと思いました。以上です。
議 長	事務局。 被害防除対策として、田に排水が流れないことを条件として付してもらえたら。議長に決をとっていただきたい。
議 長	私も知っていますが、水にのまれる地帯です。保留にして、再度検討してはどうですか。
事務局	申請日から許可日まで期間が長くなってしまうので、今日決定していただきたいです。
議 長	条件について、1 番推進委員どうですか。どのような排水対策を講じれば許可になりますか。
委 員	排水溝はあるが、小さいので、ちょっと雨が降ると冠水しています。排水をできれば反対側に流す形にしてもらえたらありがたいです。 隣の方は造成しているところに排水があるので、そちらに流すには盛土が必要です。
議 長	事務局。 1 番推進員から提案があったものも含めて、思川土地改良区からも意見書をもらっています。用水路の管理をする土地改良区とも十分協議をして、適切な排水対策を講じるように申請者には指導をします。その条件を付したうえで、許可といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。
議 長	1 番推進委員よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	他にございませんか。 4 番推進委員。
委 員	1 4 番について。現地調査報告書の 2 5 ページと参考資料の 7 0 ペー

議 長 事務局	ジです。被害防除の現況で北は宅地となっている。実際に宅地ですが、参考資料の地図では田となっています。地図が古いということですか。それとも、無許可で宅地造成をしたということですか。 事務局。 地図は、登記上の地目が載っています。許可は取って現況は宅地になっていますが、地目変更登記をせずに、地目が田のままになっています。課税は宅地になっています。このようなケースが多いです。現況でみていただければよろしいです。
議 長 委 員	よろしいですか。 はい。
議 長 委 員	他にございませんか。 [質問なし]
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番及び6番から21番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番及び6番から21番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。 ————— 議案第6号 —————
議 長 事務局	次に、日程第8、議案第6号農地あっせん申出について議題に供します。 1番から4番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号農地あっせん申出についてご説明いたします。総会資料は、26ページでございます。今月の申請につきましては、4件となっております。参考資料につきましては、101ページからになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、住吉字前田〇〇番〇 田 1, 394㎡です。申請人は、

議 長	福岡市在住の〇〇。希望小作料は、無償となっています。 続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、加治木町辺川字瀬味〇〇番 田 1, 599㎡です。申請人は、大阪府吹田市在住の〇〇。希望小作料は、無償となっています。 続きまして、3番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町上久徳字梅ヶ丸〇〇番〇 田 595㎡です。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。 最後に4番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町上久徳字山口田〇〇番〇 田 1, 649㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。以上、議案第6号の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。議案第6号1番から4番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号農地あっせん申出についての1番から4番については、原案のとおり受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号農地あっせん申出についての1番から4番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号農地あっせん申出についての、1番については、2番推進委員にお願いしたいと思います。 2番については、8番推進委員にお願いしたいと思います。 3番及び4番については、5番委員、10番委員、11番推進委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
委 員	はい。

議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 7 号 —————
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（賃借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 1 1 9 番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは、議案第 7 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（賃借）の意見決定について、ご説明します。資料は、2 7 ページから 3 4 ページとなりますので、審議の参考にしてください。 本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 1 8 条に基づき本総会において決定を得るものです。議案第 1 号の農用地利用集積計画（賃借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。 利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、2 9 ページから 3 4 ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。 なお、総会資料 3 3 ページの 9 6 番から 9 9 番については、過去の総会において利用権の設定について承認を得ておりましたが、今回、耕作者の変更があったことから新たな借受人で利用権を設定するものです。設定期間は従前者が設定した期間を継承することとなりますので、明細でご確認をお願いします。 次に、総会資料 3 3 ページの 1 0 0 から 1 0 9 番が 1 0 番委員、3 4 ページの 1 1 0 から 1 1 6 番が 5 番委員、3 4 ページの 1 1 7 番が 3 番委員、3 4 ページの 1 1 8 から 1 1 9 番が 8 番委員の関連する議案となっております。 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 それでは、改めて、資料の 2 7 ページをご覧ください。 利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成 2 9 年Ⅱ期です。利用権設定開始日は、平成 2 9 年 8 月 1 日からとなります。 今回の募集期は、本年の 4 月 1 日から 4 月 3 0 日までの期間に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を広告・認可することで効力が発生します。 今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で 1 1 9 筆、農地面積は 1 2 6, 3 0 9 m²です。設定する期間は、5 年が 1 3 筆、1 0 年が 1 0 6 筆となります。

議 長 委 員	資料の２８ページをご覧ください。借換区分別の集計についてご説明します。 今回の設定する地域は、加治木町の小山田地区、蒲生町の米丸地区、北地区、上久徳地区です。 まず、小山田地区は、全体で２８筆・面積３１，９６５㎡で、借換区分はＡｔｏＡ（所謂、本人が機構に貸し出して、本人が借り受けする形）が１２筆の１４，６５９㎡で、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、１０年となっております。借換区分の載せ換え（機構に貸し出す前と貸借関係が同一のもの）については、全体で１５筆の１６，１０３㎡、権利別は、使用貸借が６筆で６，７９９㎡、賃貸借が９筆の９，３０４㎡、期間別は、５年が２筆の１，９７７㎡、１０年が１３筆の１４，１２６㎡となっております。耕作者の変更については、１筆の１，２０３㎡です。 次に、蒲生町米丸地区の全体は、３０筆で面積２３，５８４㎡です。借換区分は、新規が５筆の５，１９４㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、５年が１筆の１，４０４㎡、１０年が４筆の３，７９０㎡となります。ＡｔｏＡが１５筆の７，１３０㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、５年が４筆の１，４３０㎡、１０年が１１筆の５，７００㎡となります。借換区分の載せ換えについては、全体で９筆の８，８０８㎡、権利別は、使用貸借が２筆で２，６９８㎡、賃貸借が７筆の６，１１０㎡、期間別は、５年が１筆、１，４０２㎡、１０年が８筆の７，７６６㎡となっております。耕作者の変更については、１筆の２，４５２㎡です。 続いて、北地区は、耕作者の変更のみで、１筆の９３１㎡です。 続きまして、上久徳地区につきましては、全体で６０筆の面積６９，８２９㎡です。借換区分は新規が３筆の４，８１１㎡で権利別は賃貸借のみ、期間別は、１０年のみとなっております。ＡｔｏＡは１１筆の１２，６５７㎡、権利別は、使用貸借が１筆で１，５７９㎡、賃貸借が１０筆の１１，０７８㎡、期間別は、５年が３筆の２，７５７㎡、１０年が８筆の９，９００㎡となります。載せ換えについては、全体で４５筆の５０，７４１㎡、権利別は、使用貸借が１筆の１，６７３㎡、賃貸借が４４筆の４９，０６８㎡、期間別は、５年が１筆、１，７１３㎡、１０年が４４筆の４９，０２８㎡となっております。耕作者の変更については、１筆の１，６２０㎡です。 本年度の重点地域の加治木町小山田地区の集積について、区域面積６３０，０７２㎡に対して申請面積が３１，９６５㎡、今回の集積率は５．０７パーセントとなっております。以上で、議案第７号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（賃借）の意見決定についての説明を終わります。 それでは、１番から８５番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 「意見・質問なし」
-----------------------	--

議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から85番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から85番については原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第7号86番から87番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 86番から87番の関係者、8番委員の退席をお願いします。
	委 員	(8番委員退席)
議 長		それでは、86番から87番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「意見・質問なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7号86番から87番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7号86番から87番については原案のとおり決定いたしました。 8番委員は着席してください。
	委 員	(8番委員着席)
議 長		続いて、88番から99番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「意見・質問なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7号88番から99番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第7号88番から99番については原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第7号100番から109番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 100番から109番の関係者、10番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(10番委員退席) それでは、100番から109番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第7号100番から109番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第7号100番から109番については原案のとおり決定いたしました。 10番委員は着席してください。
議 長	委 員	(10番委員着席) 議案第7号110番から116番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 110番から116番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(5番委員退席) それでは、110番から116番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第7号110番から116番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第7号110番から116番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。
	委 員	(5番委員着席)
議 長		議案第7号117番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 117番の関係者、3番委員の退席をお願いします。
	委 員	(3番委員退席)
議 長		それでは、117番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第7号117番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第7号117番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。
	委 員	(3番委員着席)
議 長		議案第7号118番から119番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 118番から119番の関係者、8番委員の退席をお願いします。
	委 員	(8番委員退席)
議 長		それでは、118番から119番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第7号118番から119番につい

議 長	て、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委 員 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号118番から119番については原案のとおり決定いたしました。 8番委員は着席してください。
議 長	委 員 （8番委員着席） ————— 議案第8号 —————
議 長	次に、日程第10、議案第8号農地の利用状況調査に係る非農地決定について議題に供します。事務局の説明を求めます
事務局	それでは、議案第8号農地の利用状況調査に係る非農地決定についてご説明します。 総会資料の35ページから36ページに非農地決定集計表及び非農地決定をうけようとする筆の明細がありますので、審議の参考にしてください。 資料の35ページをご覧ください。 まず、本案件につきましては、加治木町木田字猫獄〇〇番ほか8筆の筆界未定の農地所有者 財団法人〇〇精算人〇〇より本市農業委員会に非農地調査依頼があり、それを受けて本年6月20日に事前調査を事務局で行い、非農地判断の調査を本年6月23日に土地家屋調査士と行政書士の資格を有する申請人の代理人立会いのもと、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で実施し、非農地と判断された当該農地について、本総会において非農地決定の承認を得ようとするものです。 農地の概要についてご説明します。 今回、非農地として承認を受けようとする農地については、全体で、9筆の面積4,047㎡です。所有者は9筆ともに、財団法人〇〇精算人〇〇、用途区分は、農振農用地区域外農地であり、現況は、肥培管理もされておらず、山林・原野の様を呈し、耕作に供されていない筆界未定の農地で、今後も耕作される見込みのない農地という理由から非農地に値すると判断できます。 つづきまして、総会資料の36ページをご覧ください。 筆ごとに所在地、地目、登記面積、登記名義人の氏名及び住所、用途の区分、調査時の現況を記載しておりますのでご確認ください。 次に、参考資料の105ページをご覧ください。左側が現況の航空写真図で、右側が字絵図です。 加治木町の地籍調査は昭和39年から昭和50年に行なわれておりますが、当地籍調査で筆界が確定されなかったもので、筆界が未定のもの、地籍図はなく、この字絵図が公図となります。

	航空写真の右下の方に申請地の拡大図を別に記してあります。下の方が墓地になります。墓地のところに通作通路が作ってありますが、地目が山林部分になります。墓地から北の山の方は、全て田と畑の農地ということで、筆界未定のなかで境界を定めるということで連絡を受けております。 当該地の被害防除現況は、東が山林、西が里道と水路と山林、北が山林、南が里道と水路と山林となっており、周辺隣接地に農地はありません。 また、当該地内の筆は筆界未定となっておりますが、外周部の隣接地との境界は確定されていることから、周辺隣接地の他の所有者との境界等の理由による紛争等もないと考えられます。 以上で、議案第8号農地の利用状況調査に係る非農地決定について、事務局の説明を終わりますが、この後に非農地判断の調査をおこなった委員より、口頭で現地調査報告並びに補足説明をしていただきますので、只今の説明と委員の報告を踏まえて、ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今の説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	16番委員です。議案第8号について6月23日に、申請人の代理人立会いのもと、非農地判断の調査を行いましたので報告いたします。 現地は、鍋倉自治公民館より東に400mの位置にあり、所在が加治木町木田字猫獄〇〇番ほか8筆の筆界未定地です。 地目は、9筆のうち現況が墓地となっている一筆が山林、その他の5筆が田、4筆が畑となっております。所有者は、いずれの筆も同一の所有者です。 現地の現況につきましては、肥培管理もされず、隣接周辺部に農地もなく、当該地も含め一体的に山林・原野の様を呈しております。 また、地形的にも引水が出来ないので、今後も耕作に供される見込みのない農地いわゆる非農地と判断しました。 よって、非農地判断の調査を行なった担当委員といたしましては、当該地を非農地とすることに承認意見であります。以上で、現地調査報告並びに補足説明を終わります。
議 長	これより、議案第8号について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第8号農地の利用状況調査に係る非農地決定について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 8 号農地の利用状況調査に係る非農地決定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。
		まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の 2 ページをご覧ください。 22 番につきましては、申請から 5 年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。 続きまして 5 ページをご覧ください。58 番につきましては譲受人が決まりましたので、あっせんの準備を進めているところでございます。日にちは、こちらの方から担当委員の方々にご連絡いたします。以上で報告を終わります。なお、先日総会終了後、地区ごとに意見交換等を行いました。農繁期ということもありまして今月は見送り、来月の総会終了後に意見交換会を行いと思いますので、ご協力をお願いします。
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
		14 番委員。
	委 員	2 ページの 19 番〇〇さんの件ですが、申請が畑ででています。本人と話をして、始良で畑 3 反は難しいと話をしたところ、田を畑として使いたいということでしたので、畑と田で申請を残していただきたいです。
議長		事務局よろしいですか。
	事務局	ありがとうございます。
議 長		他にございませんか。
	委 員	[報告なし]
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画合意解約 —————

議 長		次に、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画の合意解約報告をいたします。6月は、45件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（6月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
	事務局	○県農業委員会大会について説明 ○農業次世代人材投資事業サポート体制における農地部門の専属担当者の推薦について説明 ○合同研修会について説明
議 長		他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成29年度第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
